

香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則をここに公布する。

平成23年7月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第50号

香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県大学生等奨学金貸付条例（平成23年香川県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの対象者の要件)

第2条 条例第2条第3号に掲げる要件を備える者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第4学年及び第5学年を除く。）又は専修学校の高等課程に在学する者にあつては、その在学する学校の課程における第1学年から知事が定める日までの学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上である者
- (2) 大学等（条例第1条に規定する大学等をいう。以下同じ。）に在学する者にあつては、当該大学等において所属する学部、学科又は研究科における前号の知事が定める日の直近の学習成績が知事が別に定める水準に達している者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者にあつては、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第8条第1項に規定する認定試験合格者であつて、大学等において特に優れた学習成績を修める見込みがあると知事が認めるもの

2 条例第2条第4号に掲げる要件を備える者は、その者の生計を維持する者の収入の年額が知事が別に定める基準に該当する者とする。

(奨学金の額及び貸付けの方法)

第3条 奨学金は、月を単位として貸し付けるものとし、その額は、別表第1の左欄に掲げる学校及び通学形態の区分（以下「奨学生区分」という。）に応じて同表の右欄に掲げる金額のうち、奨学金の貸付けを受けようとする者が選択する額とする。

2 奨学金は、原則として、毎月その月分を貸し付けるものとする。

(連帯債務者)

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、1人の連帯債務者を加えなければならない。

2 前項の連帯債務者は、原則として、奨学金の貸付けを受けようとする者の保護者又はこれに準ずる者でなければならない。

(連帯保証人)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、1人の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、前条第1項の連帯債務者以外の独立の生計を営む者でなければならない。

(貸付けの申込み)

第6条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、大学生等奨学金貸付申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 大学等に在学することを証明する書類

(2) その者の属する世帯の全ての構成員の住民票の写し

(3) 第2条第1項各号のいずれかに該当することを証明する書類

(4) その者の生計を維持する者について、知事が定める基準日の前1年間の収入を証明する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(貸付けの決定等)

第7条 知事は、前条の規定による申込書の提出があったときは、奨学金の貸付けの適否について審査を行い、その結果を当該申込書を提出した者及びその連帯債務者に対し書面により通知するものとする。

2 知事は、奨学金の貸付けを受ける者並びにその連帯債務者及び保証人が特に留意すべき事項を定め、前項の規定による通知と併せて通知するものとする。

(借用証書等の提出)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、速やかに、大学生等奨学金借用証書(第2号様式。以下「借用証書」という。)に大学生等奨学金返還計画書(第3号様式。以下「返還計画書」という。)その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 借用証書を提出した者は、次条第1項又は第3項の規定により奨学金の額を変更したとき、第14条第3項の承認を受けたときその他当該借用証書に記載した事項の変更(次に掲げるものに限る。)が生じたときは、速やかに、変更後の借用証書及び返還計画書に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 奨学金の額の変更

(2) 貸付期間の変更

(3) 連帯債務者又は保証人の変更

(奨学金の額の変更)

第9条 知事は、奨学生の申出により、奨学生区分に応じて別表第1の右欄に掲げる金額の範囲内において、奨学金の額を変更することができる。

2 前項の申出は、奨学金貸付額変更申出書（第4号様式）を知事に提出して行うものとする。

3 知事は、奨学生区分に変更が生じた場合であって、当該奨学生が変更後の奨学生区分に応じて別表第1の右欄に掲げる金額の最高額を超える額の奨学金の貸付けを受けているときは、第1項の規定により変更する場合を除き、奨学生区分に変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）分以降の奨学金の額を当該最高額に変更するものとする。

4 知事は、第1項又は前項の規定により奨学金の額の変更を決定したときは、奨学生及びその連帯債務者に対し書面によりその旨を通知するものとする。

(貸付契約の解除等の通知)

第10条 知事は、条例第6条の規定により、契約を解除し、又は奨学金の貸付けを行わないこととしたときは、奨学生及びその連帯債務者に対し書面によりその旨を通知するものとする。

(返還の方法等)

第11条 奨学金の返還は、年賦、半年賦、月賦又はその他の1年内の割賦の均等返還の方法によるものとする。

2 条例第7条第1項の規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項の規則で定める日はそれぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 退学した場合 退学した日

(2) 条例第6条第1項第3号の規定により契約を解除した場合 当該契約の解除の理由が生じた日

(3) 大学等を卒業した後、引き続き他の大学等に進学した場合 当該他の大学等を卒業し、又は退学した日

3 条例第7条第1項の規則で定める期間は、貸付けを受けた奨学金の額を、別表第2の左欄に掲げる貸付けを受けた奨学金の額の区分に応じて同表の右欄に掲げる年賦の最低額で除して得た数に相当する年数（その年数に1年未満の端数があるときはその端数を切り捨てた年数とし、その年数が1年に満たないときは1年とする。）とする。

4 奨学金の1年当たりの返還の額は、別表第2の左欄に掲げる貸付けを受けた奨学金の額の区分に応じて同表の右欄に掲げる年賦の最低額を下ってはならない。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

5 奨学金の貸付けを受けた者は、奨学金の返還の債務の額のうち条例第9条第1号の規定により当該債務の履行の猶予を受けている部分の額以外の額について繰上返還をすることができる。この場合において、知事は、返還未済額のうちその履行期限が最も遅い部分の額から順に、奨学金の貸付けを受けた者が繰上返還をした額を当該返還未済額に充当するものとする。

6 返還計画書を提出した者は、当該返還計画書に記載した奨学金の返還の方法を変更したときは、速やかに、変更後の返還計画書を知事に提出しなければならない。

(返還の債務の免除の申請等)

第12条 条例第8条の規定による奨学金の返還の債務の免除を受けようとする者は、大学生等奨学金返還債務免除申請書(第5号様式)に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、奨学金の返還の債務の免除の適否について審査を行い、その結果を当該申請書を提出した者及びその連帯債務者に対し書面により通知するものとする。

3 条例第8条第1項の規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項の規則で定める日はそれぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 編入学した場合 編入学した大学等を卒業し、又は退学した日

(2) 大学等を卒業した後、引き続き他の大学等に進学した場合 当該他の大学等を卒業し、又は退学した日

4 条例第8条第1項第1号に該当することとなる者は、次に掲げる者とする。

(1) 県内に住所又は居所を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、県外に居住していることがやむを得ないと知事が認める者

5 条例第8条第1項第2号に該当することとなる者は、次に掲げる者とする。

(1) 県内に主たる事務所を有する法人又は団体において当該法人又は団体の業務に従事している者(短時間労働者(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第110条第3項に規定する短時間労働者をいう。))その他知事が定める者を除く。以下同じ。)

(2) 県外に主たる事務所を有する法人又は団体の県内に所在する事務所又は事業所において当該法人又は団体の業務に従事している者

(3) 県内において個人で農業、漁業その他の事業を営む者又はその事業専従者(所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第3項に規定する事業専従者をいう。)

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事がこれらに相当すると認める者

6 条例第8条第1項の規則で定める期間は、3年とする。

7 条例第8条第1項の規定により免除するものとする奨学金の返還の債務の額は、貸付けを受けた月数に15,000円を乗じて得た額とする。

8 条例第8条第2項の規定により免除することができる奨学金の返還の債務の額は、返還未済額のうち知事が必要と認める額とする。

(返還の債務の履行猶予の申請等)

第13条 条例第9条の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、大学生等奨学金返還債務履行猶予申請書(第6号様式)に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、奨学金の返還の債務の履行の猶予の適否について審査を行い、その結果を当該申請書を提出した者及びその連帯債務者に対し書面により通知するものとする。

3 条例第9条第1号の規則で定める期間は、条例第7条第1項に規定する大学等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過した日から条例第8条第1項各号のいずれかに該当しなくなった日までの期間とする。ただし、3年を上限とする。

(届出等)

第14条 奨学生又は奨学金の貸付けを受けた者(以下「奨学生等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 大学等を退学し、休学し、復学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は正規の修学期間内に卒業する見込みがなくなったとき。

(3) 条例第2条第5号に規定する修学資金の貸付けを受けることとなったとき。

(4) 奨学金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。

(5) 条例第9条第1号の規定により奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けている場合において、条例第8条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(6) 連帯債務者又は保証人が氏名又は住所を変更したとき。

2 連帯債務者は、奨学生等が死亡したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 奨学生等は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、連帯債務者等変更承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 連帯債務者が死亡したとき、又は第4条第2項に規定する連帯債務者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 保証人が死亡したとき、又は第5条第2項に規定する保証人の要件に該当しなくなったとき。

(貸付けの対象者の要件を証明する書類の提出)

第15条 奨学生は、知事が必要と認めるときは、条例第2条各号に掲げる要件に該当することを証明する書類を知事に提出しなければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第9条関係)

区 分			金 額 (月 額)	
大学	地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する大学	自宅通学のとき	30,000円又は45,000円	
		自宅外通学のとき	30,000円又は51,000円	
	私立の大学	学部	自宅通学のとき	30,000円又は54,000円
			自宅外通学のとき	30,000円又は64,000円
		短期大学	自宅通学のとき	30,000円又は53,000円
			自宅外通学のとき	30,000円又は60,000円
大学院	修士課程及び専門職大学院の課程		50,000円又は88,000円	
	博士課程		80,000円又は122,000円	
高等専門学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）第2条に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。）及び公立大学法人が設置する高等専門学校	第4学年及び第5学年	自宅通学のとき	30,000円又は45,000円
			自宅外通学のとき	30,000円又は51,000円
	私立の高等専門学校	第4学年及び第5学年	自宅通学のとき	30,000円又は53,000円
			自宅外通学のとき	30,000円又は60,000円

専修学校	国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校の専門課程	自宅通学のとき	30,000円又は45,000円
		自宅外通学のとき	30,000円又は51,000円
	私立の専修学校の専門課程	自宅通学のとき	30,000円又は53,000円
		自宅外通学のとき	30,000円又は60,000円

備考1 「短期大学」、「大学院」及び「専門職大学院」とは、それぞれ学校教育法に規定する短期大学、大学院及び専門職大学院をいう。

2 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。

3 「自宅通学のとき」とはその者の生計を主として維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいい、「自宅外通学のとき」とは自宅通学のとき以外のときをいう。

別表第2（第11条関係）

貸付けを受けた奨学金の額	年賦の最低額
200,000円以下	30,000円
200,000円を超え400,000円以下	40,000円
400,000円を超え500,000円以下	50,000円
500,000円を超え600,000円以下	60,000円
600,000円を超え700,000円以下	70,000円
700,000円を超え900,000円以下	80,000円
900,000円を超え1,100,000円以下	90,000円
1,100,000円を超え1,300,000円以下	100,000円
1,300,000円を超え1,500,000円以下	110,000円
1,500,000円を超え1,700,000円以下	120,000円
1,700,000円を超え1,900,000円以下	130,000円
1,900,000円を超え2,100,000円以下	140,000円
2,100,000円を超え2,300,000円以下	150,000円
2,300,000円を超え2,500,000円以下	160,000円

2,500,000円を超え3,400,000円以下	170,000円
3,400,000円を超えるもの	総額の20分の1

大学生等奨学金貸付申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 氏 名 ㊟

香川県大学生等奨学金貸付条例第5条の規定により大学生等奨学金の貸付けを受けたいので、香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則第6条の規定により申し込みます。

ふりがな氏名		生年月日	年 月 日
住 所	〒	電話番号	(自宅) (携帯電話)
奨学金の貸付けの対象となる大学等	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 大学院 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校	(大学等の名称) (学部、学科又は研究科の名称) (学年) 年 月 <input type="checkbox"/> 入学 <input type="checkbox"/> 編入学 <input type="checkbox"/> 進級
希望貸付額	月額	円	<input type="checkbox"/> 自宅通学 <input type="checkbox"/> 自宅外通学
希望貸付期間	年 月から 年 月まで		
他の奨学金の受給予定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：奨学金の名称 ()		
連帯債務者	ふりがな氏名	㊟	生年月日 年 月 日
	住 所	〒	申込者との関係 電話番号
連帯保証人	ふりがな氏名	㊟	生年月日 年 月 日
	住 所	〒	申込者との関係
			職業
			電話番号

備考1 該当する□の中にレ印を記入してください。

2 申込者、連帯債務者及び連帯保証人の氏名は、自署してください。

大学生等奨学金借用証書

年 月 日

香川県知事 殿

奨学生

〒
住 所
氏 名 ⑩
電話番号（ ） ー

連帯債務者

〒
住 所
氏 名 ⑩
電話番号（ ） ー

連帯保証人

〒
住 所
氏 名 ⑩
電話番号（ ） ー

次のとおり大学生等奨学金を借用します。

ついては、私（奨学生）及び連帯債務者は、香川県大学生等奨学金貸付条例、香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則及び同規則第7条第2項の規定により知事が定める事項を承知の上、相違なく奨学金の返還の債務を履行します。

また、連帯保証人は、その責任等に関する十分な説明及び文書の交付を受け、その内容について理解しました。

貸付決定番号		第 号
奨学金の額	月額	円
	総額	円
貸付期間		年 月から 年 月まで

- 備考1 奨学生、連帯債務者及び連帯保証人の氏名は、自署してください。
2 連帯債務者及び連帯保証人の印に係る印鑑登録証明書を添付してください。

大学生等奨学金返還計画書

年 月 日

香川県知事 殿

奨学生等 千
 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号 () -

連帯債務者 千
 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号 () -

連帯保証人 千
 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号 () -

次のとおり奨学金を返還します。

貸付決定番号	第 号		
奨学金の額	円		
返還未済額	円		
返 還 の 方 法	1 年 賦	返 還 月	毎年 月
		返 還 期 間	年 月から 年 月まで
		割 賦 の 額 及 び 回 数	円 回 (最終回の返還額 円)
	2 半 年 賦	返 還 月	毎年 月 及び 月
		返 還 期 間	年 月から 年 月まで
		割 賦 の 額 及 び 回 数	円 回 (最終回の返還額 円)
	3 月 賦	返 還 期 間	年 月から 年 月まで
		割 賦 の 額 及 び 回 数	円 回 (最終回の返還額 円)
		4 その他の 1年内の 割賦	返 還 の 月 又 は 月 日
	返 還 期 間		年 月から 年 月まで
	割 賦 の 額 及 び 回 数		円 回 (最終回の返還額 円)
	5 一 括 (年 月)		

備考1 奨学生等、連帯債務者及び連帯保証人の氏名は、自署してください。

2 奨学生等、連帯債務者及び連帯保証人は、大学生等奨学金借用証書に押印したものと同一の印を用いて押印してください。

奨学金貸付額変更申出書

年 月 日

香川県知事 殿

奨学生

〒

住 所

氏 名

印

電話番号（ ） ー

連帯債務者

〒

住 所

氏 名

印

電話番号（ ） ー

連帯保証人

〒

住 所

氏 名

印

電話番号（ ） ー

奨学金の額を変更したいので、香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

貸付決定番号	第 号	
貸付額	変更前	月額 円
	変更後	月額 円
変更年月	年 月から	
変更理由		

備考 奨学生、連帯債務者及び連帯保証人の氏名は、自署してください。

大学生等奨学金返還債務免除申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者

〒

住 所

氏 名

印

電 話 番 号 () -

奨学生等との関係

香川県大学生等奨学金貸付条例第8条の規定により奨学金の返還の債務の免除を受けたいので、香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則第12条第1項の規定により申請します。

貸付決定番号	第 号
貸付けを受けた期 間	年 月から 年 月まで
貸付けを受けた奨学金の額	円
返 還 済 額	円
返 還 未 済 額	円
免除を受けようとする額	円
免除を受けようとする理由	<input type="checkbox"/> 香川県大学生等奨学金貸付条例第8条第1項に該当 <input type="checkbox"/> その他 ()

備考1 「免除を受けようとする理由」欄は、該当する□の中にレ印を記入し、「その他」の場合は、具体的な理由を記載してください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

大学生等奨学金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者

〒

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号 () -

奨学生等との関係

香川県大学生等奨学金貸付条例第9条の規定により奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則第13条第1項の規定により申請します。

貸付決定番号	第 号
返還未済額	円
猶予を受けようとする期間	年 月から 年 月まで
猶予を受けようとする理由	<input type="checkbox"/> 香川県大学生等奨学金貸付条例第9条第1号に該当 <input type="checkbox"/> その他 ()

備考1 「猶予を受けようとする理由」欄は、該当する□の中にレ印を記入し、「その他」の場合は、具体的な理由を記載してください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

連帯債務者等変更承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者

〒

住 所

氏 名

Ⓜ

電 話 番 号 () -

貸付決定番号 第 号

大学生等奨学金の借用に当たり 連帯債務者
連帯保証人 を変更したいので、香川県大学生等奨学金貸付条例

施行規則第14条第3項の規定により申請します。

変 更 前	ふりがな 氏 名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
	住 所	〒	申請者との 関 係	
			職 業	
			電 話 番 号	
変 更 後	ふりがな 氏 名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
	住 所	〒	申請者との 関 係	
			職 業	
			電 話 番 号	
変 更 理 由				

- 備考1 該当するものを○で囲んでください。
 2 変更後の氏名は、自署してください。
 3 「職業」欄は、連帯保証人の変更の際に記入してください。